

关问题作出了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/9b99f10c.htm>

I 中华人民共和国反洗钱法

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】中华人民共和国主席令（十届第 56 号）

【发布日期】2006-10-31

【实施日期】2007-01-01

【提 示】该法对反洗钱监督管理、金融机构反洗钱义务、反洗钱调查、反洗钱国际合作以及相关法律责任进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=353803&pdmc=110106>

I 全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国银行业监督管理法》的决定

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】中华人民共和国主席令（十届第 58 号）

【发布日期】2006-10-31

【实施日期】2007-01-01

【提 示】根据该决定，银行业监督管理机构对银行业金融机构进行检查时，经批准可以对与涉嫌违法事项有关的单位和个人采取一系列调查措施。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国银行业监督管理法》的决定

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=353799&pdmc=110106>

中华人民共和国银行业监督管理法（修正）

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=353798&pdmc=110106>

【注】

Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；

Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

設けている。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/9b99f10c.htm>

I 中華人民共和國反資金洗淨法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】中華人民共和國主席令（十期第 56 号）

【発布日】2006-10-31

【施行日】2007-01-01

【コメント】同法は反資金洗淨監督管理、金融機構の反資金洗淨義務、反資金洗淨国際的協力及び関係する法律責任について規定を設けている。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=353803&pdmc=110106>

I 「中華人民共和國銀行業監督管理法」を改正することについての全国人民代表大会常務委員会による決定

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】中華人民共和國主席令（十期第 58 号）

【発布日】2006-10-31

【施行日】2007-01-01

【コメント】同決定によると、銀行業監督管理機構が銀行業金融機構を検査する場合、承認を得た上で、違法の疑いのある事項に係る法人及び個人について一連の調査措置を講じることができる。

【関係法令全文】下記 URL をクリックしてください。

「中華人民共和國銀行業監督管理法」を改正することについての全国人民代表大会常務委員会による決定

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=353799&pdmc=110106>

中華人民共和國銀行業監督管理法（改正）

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=353798&pdmc=110106>

【注】

Y 法令・政策の全文の内容や対応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。

Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

I 最高人民法院：《公司法》司法解释正在起草

最高人民法院正在抓紧起草《公司法》的司法解释（二）、（三）。本着先易后难的原则，第一步要解决的问题是公司设立行为和股东出资、股权确认和股权转让、股东代表诉讼、公司的解散与清算等；第二步要解决的问题是关联交易和法人人格否认。

由于《公司法》本身过于原则，以及《公司法》实践不足、有些问题还没出现，所以《公司法》司法解释进展缓慢，而且只能分专题出台，不可能集中出台整部法律的解释。

相比《公司法》的司法解释，《证券法》的司法解释更需要时日积累案例和搜集资料，目前还在调研阶段。

（摘自 2006 年 10 月 27 日《法制日报》）

I 中国人民银行：适度放宽外资进入金融服务业

中国人民银行发布的 2006 年《中国金融稳定报告》首次提出，“积极稳妥地推进金融业对外开放，适度放宽外资进入金融服务业的股权比例、业务范围和投资来源地限制。”

《报告》同时提到，将加快存款保险制度建设；完善证券投资者保护基金和保险保障制度；继续实施稳健的财政政策和货币政策，推动利率市场化改革，完善汇率形成机制改革；完善监管协调机制。

（摘自 2006 年 10 月 31 日《上海证券报》）

I 《反洗钱法》与中国现行反洗钱法律制度的简要比较

2006 年 10 月 31 日，中国全国人大常委会审议通过了《反洗钱法》，该法将于 2007 年 01 月 01 日起正式实施。实际上，在《反洗钱法》出台之前，中国已经由中国人民银行主导制定了以《金融机构反洗钱规定》、《人民币大额和可疑支付交易报告管理办法》、《金融机构大额和可疑外汇资金交易报告管理办法》等为主要框架的有关反洗钱的法律制度，并在打击反洗钱过程中发挥了一定的实际功效。

律师通过比较《反洗钱法》和上述中国人民银行制定的反洗钱法律制度，总结如下《反洗钱法》的主要特点：

二、関係する新たな情報

I 最高人民法院は「会社法」の司法解释を起草中

最高人民法院は「会社法」の司法解释（二）、（三）の起草を進めている。まずは易しく後から難しくとの原則に則り、最初に解決すべきは、会社設立行為と出資者による出資、持分の確認及び持分譲渡、出資者代表訴訟、会社の解散と清算等の問題であり、次に解決すべきは関連取引及び法人適格の否認についてである。

「会社法」そのものがあまりに原則的であり、「会社法」の実践面での不足や一部の問題はまだ表面化していないことなどから、「会社法」の司法解释の進捗は遅く、テーマ別に定めていくしかなく、全部の法律の解釈を集中して定めることはできない。

「会社法」の司法解释に比べると、「証券法」の司法解释は日々の実例を蓄積し資料を収集していく必要がもっており、現時点では調査研究の段階にある。

（2006 年 10 月 27 日付の「法制日報」より抜粋）

I 中国人民銀行：外資の金融サービス業への参入を適度に緩和する

中国人民銀行が発表した「中国金融安定報告」の中で、「金融業の対外的な開放を積極的且つ穩便に推進し、外資が金融サービス業へ参入する場合の持分比率、業務範囲及び出資元の制限を適切に開放する。」と初めて言及された。

「報告」は同時に、預金保険制度の建設の加速、証券投資者保護基金及び保険保障制度の完備、穩便な財政政策と貨幣政策の継続的に実施し利率市場化の改革を推進し、外貨利率形成メカニズム改革を完備させること、監督管理調整メカニズムの完備という点にも言及している。

（2006 年 10 月 31 日付の「上海証券報」より抜粋）

I 「反資金洗浄法」と中国で現行する反資金洗浄法律制度との簡潔な比較

2006 年 10 月 31 日、中国全国人民代表大会の審議を経て「反資金洗浄法」が採択され、同法は 2007 年 1 月 1 日より正式に施行されることになった。実際には、「反資金洗浄法」が公布されるまで、中国では中国人民銀行が先頭に立って制定した「金融機構反資金洗浄規定」、「人民元の多額及び疑いある支払取引報告管理弁法」、「金融機構の多額及び疑いある外貨資金取引報告管理弁法」等の主な枠組みの反資金洗浄に関する法律制度がすでにあり、また、反資金洗浄の取締りの過程で実際の効果のある程度発揮してきた。

当事務所では「反資金洗浄法」と上述した中国人民銀行が制定した反資金洗浄法律制度とを比較し、「反資金洗浄法」の主な特徴を次の通りまとめてみた。

	现行反洗钱法律制度	《反洗钱法》
法律位阶	部门规章，位阶较低。	基本法律以外的法律，位阶高。
主管机构	中国人民银行	国务院反洗钱行政主管部门（注：以中国人民银行为主导，其他国务院机构配合）
监管范围	毒品犯罪、黑社会性质的组织犯罪、恐怖活动犯罪、走私犯罪或者其他犯罪的违法所得及其产生的收益。	毒品犯罪、黑社会性质的组织犯罪、恐怖活动犯罪、走私犯罪、贪污贿赂犯罪、破坏金融管理秩序犯罪、金融诈骗犯罪等犯罪所得及其收益。
义务主体	中国人民银行批准成立的金融机构	金融机构和按照规定应当履行反洗钱义务的特定非金融机构
主要义务	<ul style="list-style-type: none"> a) 建立反洗钱内部控制制度； b) 建立客户身份登记制度； c) 大额交易与可疑交易报告制度； d) 客户的账户资料和交易记录的保存及保密制度； e) 对客户反洗钱宣传和对外工作人员进行反洗钱培训工作。 	<ul style="list-style-type: none"> a) 建立反洗钱内部控制制度； b) 建立客户身份识别制度； c) 大额交易与可疑交易报告制度； d) 建立客户身份资料和交易记录保存制度； e) 开展反洗钱培训和宣传工作。
大额交易和可疑交易	大额交易指规定金额以上的资金交易；可疑交易指交易的金额、频率、流向、用途、性质等有异常情形的资金交易。分为人民币大额交易和可疑交易（注：具体标准参见《人民币大额和可疑支付交易报告管理办法》第7、8条）、外汇大额交易和可疑交易（注：具体标准参见《金融机构大额和可疑外汇资金交	待定（注：据律师了解，其具体标准仍然会参照现行反洗钱法律制度）。

	现行する反資金洗淨法律制度	「反資金洗淨法」
法律の位置付け	部門規則であり、位置付けはやや低い。	基本法律以外の法律であり、位置付けは高い。
主管機構	中国人民銀行	國務院反資金洗淨行政主管部門（注：中国人民銀行が主導し、その他の國務院機構がこれに協力）
監督管理の範囲	麻薬犯罪、間組織による犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪又はその他の犯罪による違法所得及びそれによる収益。	麻薬犯罪、間組織による犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職賄賂犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪等の犯罪による取得及びその収益。
義務主体	中国人民銀行が成立を承認した金融機構	金融機構及び 按照規定に従い反資金洗淨義務を履行すべき特定の非金融機構
主な義務	<ul style="list-style-type: none"> a) 反資金洗淨の内部コントロール制度の制定 b) 顧客の身分登記制度の制定 c) 多額取引と疑いある取引の報告制度 d) 顧客の帳簿資料と取引記録の保存及び秘密保持制度 e) 顧客への反資金洗淨宣伝と作業員への反資金洗淨研修作業 	<ul style="list-style-type: none"> a) 反資金洗淨の内部コントロール制度の制定 b) 顧客の身分識別制度の制定 c) 多額取引と疑いある取引の報告制度 d) 顧客の身分資料と取引記録の保存制度 e) 反資金洗淨に関する研修と宣伝作業の展開
多額取引及び疑いある取引	多額取引とは規定の金額以上の資金取引をいい、疑いある取引とは取引の金額・頻度・行き先・用途・性質等に不正常的な状況のみられる資金取引をいう。人民元による多額取引及び疑いある取引（注：具体的な基準は「人民元の大額及び疑いある支払取引報告管理弁法」第7、8条を参照）と、外貨による多額取引及び疑いある取引（注：具他	確認が必要（注：当事務所が確認したところによれば、その具体的な基準は現行の反資金洗淨法律制度を引き続き参照すると思われる。）

	易报告管理办法》第 8、9 条)。	
报告管理办法	依照《人民币大额和可疑支付交易报告管理办法》和《金融机构大额和可疑外汇资金交易报告管理办法》执行。	将由国务院反洗钱行政主管部门制定。
调查方法	未做具体规定。	有专章规定： a) 要求金融机构配合调查； b) 查阅、复制被调查对象的账户信息、交易记录和其他有关资料；封存可能被转移、隐藏、篡改或者毁损的资料； c) 向有管辖权的侦查机关报案。客户要求将调查所涉及的账户资金转往境外的，经国务院反洗钱行政主管部门负责人批准，可以采取临时冻结措施，临时冻结不得超过 48 小时。
法律责任	a) 金融机构违反本规定，有下列行为之一的，责令限期改正，给予警告；逾期不改正的，可以处以 3 万元以下罚款；情节严重的，可以取消其直接负责的高级管理人员的任职资格： 1. 未按照规定建立反洗钱内控制度的； 2. 未按照规定设立专门机构或者指定专门机构负	a) 金融机构有下列行为之一的，责令限期改正；情节严重的，依法对直接负责的董事、高级管理人员和其他直接责任人员给予纪律处分： 1. 未按照规定建立反洗钱内部控制制度的； 2. 未按照规定设立反洗钱专门机构或者指定内设机构负责反洗钱工作的；

	的には「金融機構の多額及び疑いある外貨資金取引報告管理弁法」第 8、9 条を参照)に分けられる。	
報告管理弁法	「人民元の多額及び疑いある支払取引報告管理弁法」と「金融機構の多額及び疑いある外貨資金取引報告管理弁法」に基づき執行する。	国务院反資金洗淨行政主管部門が制定する。
調査方法	具体的な規定は設けられていない。	個別の規定がある。 a) 金融機構に調査協力を求める。 b) 被調査対象の口座情報、取引記録及びその他の関係資料を調べ、コピーする。移転、隠匿、改ざん又は破損される可能性のある資料を保管する。 c) 管轄権のある偵察機関に届ける。顧客が調査の対象となる口座資金を域外に送金するよう求めた場合、国务院反資金洗淨行政主管部門の責任者の承認を受けた後で、臨時の凍結措置を講じることができ、臨時の凍結は 48 時間を超えてはならない。
法的責任	a) 金融機構が本規定に違反し、下記行為のいずれか 1 つに該当する場合、期限付きで是正を命じ、警告する。期日を過ぎても是正しない場合、3 万元以下の罰金を科すことができ、情状が著しい場合、直接に籍になる上層管理職者の職務資格を取消すことができる。 1. 規定に従って反資金洗淨内部コン	a) 金融機構に下記行為のいずれか 1 つが見られた場合、期限付きで是正を命じ、情状が著しい場合、法に従って直接に責任のある董事、上層管理職者およびその他の直接に責任ある者に対し紀律処分を科す。 1. 規定に従って反資金洗淨内部コントロール制度を制定しない場合。 2. 規定に従って反資金洗淨専門機関を

	<p>责反洗钱工作的；</p> <p>3. 未按照规定要求单位客户提供有效证明文件和资料，进行核对并登记的；</p> <p>4. 未按照规定保存客户的账户资料和交易记录的；</p> <p>5. 违反规定将反洗钱工作信息泄露给客户和其他人员的；</p> <p>6. 未按照规定报告大额交易或者可疑交易的。</p> <p>b) 经营外汇业务的金融机构，对大额购汇、频繁购汇、存取大额外币现钞等异常情况不及时报告的，依照《金融违法行为处罚办法》第二十五条的规定处罚。</p> <p>c) 金融机构在开展业务过程中，违反有关法律、行政法规，从事不正当竞争，损害反洗钱义务的履行的，依照《金融违法行为处罚办法》的有关规定处罚，对该金融机构直接责任人员给予纪律处分，情节严重的，取消其直接负责的高级管理人员的任职资格。</p> <p>d) 金融机构为不出示本人身份证件或者不使用本人身份证件上姓名的个</p>	<p>3. 未按照规定对职工进行反洗钱培训的。</p> <p>b) 金融机构有下列行为之一的，由责令限期改正；情节严重的，处二十万元以上五十万元以下罚款，并对直接负责的董事、高级管理人员和其他直接责任人员，处一万元以上五十万元以下罚款：</p> <p>1. 未按照规定履行客户身份识别义务的；</p> <p>2. 未按照规定保存客户身份资料和交易记录的；</p> <p>3. 未按照规定报送大额交易报告或者可疑交易报告的；</p> <p>4. 与身份不明的客户进行交易或者为客户开立匿名账户、假名账户的；</p> <p>5. 违反保密规定，泄露有关信息的；</p> <p>6. 拒绝、阻碍反洗钱检查、调查的；</p> <p>7. 拒绝提供调查材料或者故意提供虚假材料的。</p> <p>金融机构有前款行为，致使洗钱后果发生的，处五十万元以上五百万元以下罚款，并对直接负责的董事、高级管理人员和其他直接责任人员处五十万元以上五十万元以下罚款；情节特别严重的，反洗钱行政主管部门可以建议有关金融监督管理机</p>
--	--	--

	<p>トロール制度を制定しない場合。</p> <p>2. 規定に従って専門の機関を設立したり又は専門機関を指定したりすることで反資金洗浄作業を行わない場合。</p> <p>3. 規定に従って顧客に有効な証明書類及び資料の提出を求め、これを審査し登記しない場合。</p> <p>4. 規定に従って顧客の口座資料と取引記録を保管しない場合。</p> <p>5. 規定に違反し、反資金洗浄作業の情報を顧客及びその他の人員に漏洩した場合。</p> <p>6. 規定に従って多額取引又は疑いある取引を報告しない場合。</p> <p>b) 外貨業務を取り扱う金融機構が、多額の外貨購入・頻度の高い外貨購入・多額の外貨現金の預金引出等の不正常的状況を遅滞なく報告しなかった場合、「金融違法行為処罰弁法」第25条の規定に基づき処罰を科す。</p> <p>c) 金融機構が業</p>	<p>設立したり或いは内設機関を指定したりして反資金洗浄作業を行わない場合。</p> <p>3. 規定に従って職員に対し反資金洗浄研修を実施しない場合。</p> <p>b) 金融機構に下記行為のいずれか1つが見られた場合、期限付きで是正を命じ、情状が著しい場合、20万元以上50万元以下の罰金を科し、同時に直接に責任のある董事・上層管理職者及びその他の直接責任ある者に対し、1万元以上5万元以下の罰金を科す。</p> <p>1. 規定に従って顧客の身分識別義務を履行しなかった場合。</p> <p>2. 規定に従って顧客の身分資料と取引記録を保管しなかった場合。</p> <p>3. 規定に従って多額取引報告又は疑いある取引の報告を申告しなかった場合。</p> <p>4. 身分不詳の顧客と取引を行なった、或いは、顧客のために匿名の口座・偽名の口座を開設した場合。</p> <p>5. 秘密保持規定に違反し、関係情報を漏洩した場合。</p> <p>6. 反資金洗浄の検査、調査を拒絶、妨害</p>
--	--	--

	<p>人客户开立账户的,由中国人民银行给予该金融机构警告,可以处1000元以上5000元以下罚款。情节严重的,取消该金融机构直接负责的高级管理人员的任职资格。</p>	<p>构责令停业整顿或者吊销其经营许可证。</p> <p>对有前两款规定情形的金融机构直接负责的董事、高级管理人员和其他直接责任人员,反洗钱行政主管部门可以建议有关金融监督管理机构依法责令金融机构给予纪律处分,或者建议依法取消其任职资格、禁止其从事有关金融行业工作。</p>
--	---	---

通过上述比较,律师注意到,本次《反洗钱法》由全国人大常委会制定,涵盖面更广,在总结现行反洗钱法律制度的基础之上,对金融机构等规定了更具体的反洗钱义务,法律责任更加细化,并且由专门的反洗钱机构负责进一步的立法和执法工作,体现了中国打击洗钱的态度和决心。各金融机构和负有反洗钱义务的非金融机构,应尽快按照《反洗钱法》的规定,建立配套制度、制定相关措施、开展相关营业行为,并密切关注《反洗钱法》配套规定的出台情况,以减少法律风险。

	<p>務を展開する家庭で、関係する法律、行政法規に違反し、不正競争を行ない、反資金洗浄義務の履行を妨害した場合、「金融違法行為処罰弁法」の関係規定に基づき処罰を科し、同金融機構の直接の責任者について紀律処分を科し、情状が著しい場合は、直接に責任を負う上層管理職者の職務資格を取消す。</p> <p>d) 金融機構が本人の身分証明書を呈示しない又は本人の身分証明書上の氏名を使用しない個人顧客のために口座を開設した場合、中国人民银行が同金融機構に警告し、1000元以上5000元以下の罰金を科すことができる。情状が著しい場合、同金融機構の直接の責任ある上層管理職者の職務資格を取消す。</p>	<p>した場合。</p> <p>7. 調査資料の提供を拒絶したり或いは故意に虚偽の資料を提供した場合。</p> <p>金融機構に前項の行為が見られ、資金洗浄の結果を生じさせた場合、50万元以上500万元以下の罰金を科し、同時に直接に責任のある董事、上層管理職者及びその他の直接の責任ある者に対し5万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が特に著しい場合、反資金洗浄行政主管部门は金融監督管理機構に対し、営業停止又はその経営許可証の抹消を命じるよう提案することができる。</p> <p>前項に定める状況のある金融機構の直接に責任のある董事、上層管理職者及びその他の直接に責任ある者に対し、反資金洗浄主管部门は金融監督管理機構に対し、法に従って金融機構に紀律処分を科すか又は法に従ってその職務資格を取り消し、係る金融業界の業務への従事禁止を命じるよう提案することができる。</p>
--	---	---

上記の比較を通じて、この度の「反資金洗浄法」は全国人民代表大会上部委員会が制定し、幅広い内容をカバーし、現行の反資金洗浄法律制度をまとめた上で、金融機構等についてより具体的な反資金洗浄義務を規定しており、法的責任はより具体化され、しかも、専門の反資金洗浄機構がさらなる立法と法令執行の業務を担当することになっており、中国の資金洗浄取り締まりに対する態度と決意を如実に反映していることがわかる。各金融機構と反資金洗浄義務を負う非金融機構は、早急に「反資金洗浄法」の規定に基づき、関連する制度と関係する措置を制定し、関係する営業行為を展開し、また、「反資金洗浄法」の関連規定の公布状況に注意を注いでいくことで、法的リスクを引き下げようしなければならない。

【备注】

查看《中华人民共和国反洗钱法》(中华人民共和国主席令(十届第 56 号)), 请点击以下网址:

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=353803&pdmc=110106>

查看《金融机构反洗钱规定》(中国人民银行令【2003】第 1 号), 请点击以下网址:

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200302/20030200067993.html>

查看《人民币大额和可疑支付交易报告管理办法》(中国人民银行令【2003】第 2 号), 请点击以下网址:

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200302/20030200067994.html>

查看《金融机构大额和可疑外汇资金交易报告管理办法》(中国人民银行令【2003】第 3 号), 请点击以下网址:

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200302/20030200067988.html>

(里兆律师事务所 2006 年 11 月 03 日整理编写)

【備考】

「中華人民共和國反資金洗淨法」(中華人民共和國主席令(十期第 56 号))をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WXZLK&id=353803&pdmc=110106>

「金融機構反資金洗淨規定」(中国人民銀行令【2003】第 1 号)をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200302/20030200067993.html>

「人民元の多額及び疑いある支払取引報告管理弁法」(中国人民銀行令【2003】第 2 号)をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200302/20030200067994.html>

「金融機構の多額及び疑いある外貨資金取引報告管理弁法」(中国人民銀行令【2003】第 3 号)をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200302/20030200067988.html>

(里兆法律事務所が 2006 年 11 月 3 日付で作成)